

ヴェネチア市滞在税の改定について

2014年10月1日よりヴェネチア市の滞在税が改定されました。

課税対象は最大5泊まで、宿泊施設の所在地によって3つのゾーン（ゾーン区分ABCは便宜上の表記）に区分され、ランク、シーズンリティーによって課税額が細分化されております。

- A. 歴史地区＝ヴェネチア本島、ジュデッカ島、サンクレメンテ島など
- B. リド島、ブラーノ島、ムラーノ島など
- C. 本土地域（島しょ部以外）

主要宿泊施設の課税額は以下のとおりです。

【ハイシーズン】 2月～12月

単位：ユーロ

ゾーン 施設	A 歴史地区、主要な島など	B その他、島しょ部	C 本土地域
5ツ星ホテル	5.00	4.50	3.50
4ツ星ホテル	4.50	3.60	3.15
3ツ星ホテル	3.50	2.80	2.45
2ツ星ホテル	2.00	1.60	1.40
1ツ星ホテル	1.00	0.80	0.70
ヴィツラなど歴史的建造物	4.00	3.20	2.80
B&B	3.00	2.40	2.10

【ローシーズン】 1月

単位：ユーロ

ゾーン 施設	A 歴史地区、主要な島など	B その他、島しょ部	C 本土地域
5ツ星ホテル	3.50	3.15	2.45
4ツ星ホテル	3.15	2.52	2.20
3ツ星ホテル	2.45	1.96	1.72
2ツ星ホテル	1.40	1.12	0.98
1ツ星ホテル	0.70	0.56	0.49
ヴィツラなど歴史的建造物	2.80	2.24	1.96
B&B	2.10	1.68	1.47

ユースホステル、市が管轄する一部の施設においては課税対象外となりますが、レジデンス、貸部屋、キャンプ場、簡易宿泊施設等においても課税されます。

なお、10歳未満のお子様、市内の病院や介護施設等の利用者、または介護目的等で宿泊施設を利用する場合、25名以上のグループを引率する添乗員、バスドライバー等が一定の条件を満たす場合には免除の対象となります。

また、10歳以上16歳未満の方が宿泊する場合においては大人の50%の課税額となります。